

# 内航船員の実技講習に係る一定の期間中の取扱い

- ✓ 内航船に乗り組む船員に係る実技講習については、登録実技講習機関での受講者の集中を避けるため、各船員の**船員手帳の有効期間の満了日に応じて、登録実技講習機関での実技講習の修了期限を次のとおり設定。**

## 近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間の満了日		実技講習の修了の期限
2028年4月1日～2030年3月31日	⇒	2026年3月31日まで
2030年4月1日～2032年3月31日	⇒	2027年3月31日まで

注) 2022年4月1日以降に新たに船員手帳を受有した船員には、雇入れ契約締結後に遅滞なく実技講習を受講させる必要がある。

## 沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間の満了日		実技講習の修了の期限
2026年4月1日～2028年3月31日	⇒	2026年3月31日まで
2028年4月1日～2030年3月31日	⇒	2027年3月31日まで
2030年4月1日～2032年3月31日	⇒	2028年3月31日まで
2032年4月1日～2034年3月31日	⇒	2029年3月31日まで

注) 2024年4月1日以降に新たに船員手帳を受有した船員には、雇入れ契約締結後に遅滞なく実技講習を受講させる必要がある。